

平成26年度 吉岡町社会福祉協議会事業計画書（案）

基本方針

国内経済は、アベノミクス政策により穏やかに回復しつつあるとの見識もありますが、4月からは消費税の引き上げが実施されるなど、地方においては依然として不透明感が拭えない厳しい状況が続いております。

一方町に目を向けると、一昨年8月に人口が2万人を超え、県下で一番の人口増加率（1.01%）と高い出生率の続く大変活気に満ちた町であると言われておりますが、一方では義務的経費や社会保障関係の経費の増大や大規模インフラ整備をかかえ政策の大きな課題となっております。

財政面では分権化の流れと景気の鈍化による自主財源の確保が減少するなど町政運営に大変な苦慮が伺える現状であります。そのためには自治会、地域住民や民生児童委員、ボランティア団体等との協働を今まで以上に密にしていかなければ社協が進める課題を解決することは出来ません。このことを踏まえて住民皆様に「見える社協」「役立つ社協」として社協のあるべき姿を求めながら地域密着型住民福祉の向上に努めてまいります。

協議会運営

吉岡町の平成25年度の高齢化率は19.79%（対前年0.45ポイント）の増加、障害者手帳交付者754人（対前年3人増）、ひとり暮らし高齢者（65歳以上6・1調査）364人（対前年19人増）となっており、着実に増加傾向が続いております。また、高齢者の認知症を患っている患者数は把握出来ておりませんが厚労省の推計では65歳以上の有病率は15%となっていることから599人と推測されます。こうした現状を踏まえて、吉岡町を終の棲家として安心して生活できる福祉の町づくりを推進していくために、前年度に引き続き地域福祉の推進に力を注ぐ一方、現在の町の財政状況は極めて厳しい現状にありますが、町民福祉の向上のため、少ない予算で大きな成果が得られる活動を展開していきたいと考えております。今年度は幸いにも町の理解のもと職員の増員が図れたので地域福祉の充実を図る礎が整いましたので今まで以上にサービスの充実に向けていくとともに、町内に埋もれている資源の掘り出しを図り協働した福祉活動に努めてまいります。

各種政策面では、より一層の福祉サービス事業の業務改善を進め将来を見据えた政策に取り組んでいきたいと考えております。

主な取り組みとして、要援護者システムの構築では地域支援体制の充実を図り安心安全な町づくりを進めるとともに中止になりました買物代行事業の再開や町の福祉の指針であります地域福祉計画・行動計画の策定等を重点施策として積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、認知症になっても住み慣れた家庭、地域で、その人らしく、安心して暮らせる体制づくりの構築にも努めていきたいと考えております。

なお、主要事業の個別の推進計画は以下のとおりです。

主要事業の概要

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	<p>・福祉ネットワーク推進事業</p> <p>各地域福祉ネットワーク間の情報交換を行い、地域の若い世代から高齢者が共助の精神を持ち活動していける事業と、要援護者等を支え合う体制づくりの構築を図る支援策として、先進地の活動状況を視察し、地域の活性化図りたい。また、認知症の見守りネットワークとして、様々な関連団体と連携し、地域支援体制を充実させたい。</p>
	<p>・要援護者支援システムの構築</p> <p>東日本大震災から丸3年が経過し、地域の要援護者が万一の災害の発生から孤立を防止するシステム作りを図り、この活用により地域を巻き込んだ支援体制の構築を目指す。併せて認知症の方々の支援体制も構築する。</p>
	<p>・買物代行事業</p> <p>高齢者や障がい者で日常的な買物に困難を抱えている買物難民と言われている者をボランティアの協力により住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援体制を構築したい。</p>
	<p>・地域福祉計画・行動計画の策定</p> <p>社会構造の変革により高齢者や障がい者を取巻く環境は人間関係が希薄になり、社会弱者が取り残されてしまう懸念があり、万が一の時の対応を定めておく必要がある。この計画の責務は自治体の課題であるが、計画に基づく行動計画は地域福祉を担う社協の責務でもある。このため、町の計画策定に合わせて協賛していきたい。</p>
	<p>・社会を明るくする大会</p> <p>町民や青少年の犯罪防止や誤って罪を犯した人たちの更生について考えるきっかけとなるような機会や広報活動を更生保護女性会や保護司の協力のもと実施していきたい。</p>
	<p>・いこいの家八幡（老人福祉センター）開放事業</p> <p>老人福祉センターを開放し、施設や社協の業務のPRを図りながら地域住民の参加できる事業を通じて、コミュニケーションづくりの場としたい。</p>
	<p>・日常生活自立支援事業</p> <p>認知症や知的・精神障がいのある人が、自分らしく生きがいをもった生活が自宅で送れるような金銭管理支援や生活相談しやすい場所となるような雰囲気をつくる。</p>

地域福祉活動事業	<p>・ふれあい いきいきサロン事業</p> <p>現在27箇所の高齢者サロンと1箇所の子育てサロンが活動しているが、人口増加や高い出生率が続く昨今、介護予防・子育て世代の支援となるサロンを今後もより多くの地域で立ち上がるよう、町民一般向けの研修を実施して行く。</p> <p>また、職員の出前講座や外出支援など後方支援を図り、町のサロン事業の活性化を図りたい。</p>
	<p>・障がい児・者交流事業</p> <p>3障がいである身体・知的・精神障がい児・者とその家族を対象に、老人福祉センターを開放した事業等を実施し、交流や仲間づくりサークルにつながるよう、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画したい。また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口としての機能も果たしたい。</p>
	<p>・ボランティアセンター活動事業</p> <p>町の福祉を支える社協ボランティア（給食、配食、移送、傾聴、サロン）やこれからボランティアを始めたいという方々に、町で必要とされる講座や研修等の開催、交流の場を設け情報交換を行うと共に、社協ボランティアのパンフレット作成やボランティアポイント制度の充実、そして、ボランティアへの情報提供の効率化をとおし、ボランティアの周知や育成、増員を図りたい。また、社協ボランティアセンターの在り方の研究を引き続き継続するとともに、町内全域にボランティアの設置を目指したい。</p>
	<p>・福祉バザー</p> <p>より多くの住民が集い交流できる内容の福祉バザー開催を目指す。また、町内の障がい者施設などとの連携を図り障がい福祉の理解に取り組みたい。</p>
	<p>・福祉機器備品・福祉車両貸出事業</p> <p>高齢者及び障がい者等の通院や買い物など日常生活の利便性を図ると共に、行事やレクリエーション等への積極的な外出の機会を増やせるように努めたい。また、貸出しを通して住民同士の交流が深まり地域活動の活性化を図りたい。</p>
共同募金運動	<p>・平成25年度の赤い羽根募金と吉岡町支会への配分申請をもとに、平成26年度の地域配分基準を公平かつ適正に制定し吉岡町で集められた募金が町内福祉団体に活用されるように努めたい。</p>

共同募金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同募金で寄せられた浄財を活用し次の事業に取り組みたい ○ 一般募金配分金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童置き傘贈呈事業 ○ 歳末募金配分金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービス事業 ・ ふれあいいきいきサロン推進事業 ・ 歳末ささえ愛事業及び新年安否確認事業 ・ 無料法律相談事業 ・ 家族介護者交流事業
受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らし保養事業 参加者が親睦を深め、共に支え合って地域で生活できるような楽しい交流の場を提供し、また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口となる事業を計画したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老福祉大会 「敬老の日」の祝日に町文化センターを借り上げて実施したい。長寿を祝し顕彰を行なうとともに楽しい余興を立案し長年の労に報いる一日となるような大会を計画したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者のつどい事業 障がいのある人もない人もが一緒になって音楽を通じて交流を図ることを目的に町文化センターで実施したい。 また、五感を通じて楽しさを感じ、当事者同士の交流や仲間づくり、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画したい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援事業 一次予防事業では、本事業対象者である65歳以上の活動的な60歳代にも介護予防を推進するために、老人福祉センターを開放した予防事業を実施し、会場においては、各関係機関と協力し地域に出向き、興味の持てる内容や自宅でも出来る内容にし、地域で自立した生活が出来るよう支援を行う。また、介護予防サポーターの在り方を再確認し地域に根差すサポーター育成、強化を図りたい。 また、二次予防事業の卒業生を主な対象として、予防事業で学んだ運動を継続し、健康維持できるように定期的な教室を実施して行きたい。 二次予防事業には、通所型介護予防事業を実施し現状の体の状態を確認し、専門職の指導のもと、機能向上のプログラムを実施し、健康維持を支援したい。 また、閉じこもり・認知症・うつ等の恐れのある方や心身の状況等により通所事業への参加が困難な方には地域包括支援センターとの連携により専門職による訪問型介護予

受託事業	<p>防事業を実施し、指導・相談等を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業（手話奉仕員養成講座） 聴覚障がい者の社会参加促進に必要とされる手話を通じて、聴覚障がい者の基礎知識・生活について学ぶとともに、初歩会話の手話技術を取得した手話奉仕員を養成する。
生活福祉資金貸付事業	<p>自治体、県社協との連携はもとより、福祉事務所、ハローワーク等関係機関、民生委員との連携をより強め、貸付を必要とする方の経済的自立、生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図る相談支援を行なう。また、償還金滞納者に対する償還指導も適宜行う。</p>
介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援相談事業 介護保険を利用しない高齢者への有料ホームヘルプサービスには、利用者に満足できるサービスを提供することはもちろんのこと、福祉サービスの紹介、心配ごとの相談や介護技術の提供にも努めます。 ・在宅障害者生活支援事業 ・訪問介護事業 ・訪問入浴介護事業 利用者に満足していただけるサービスを提供するために、ヘルパーの質の向上に努めるため、各種研修会に参加を促すと共に、ケース会議を通じてヘルパーが共通のサービスが提供できるように努めます。また、地域に根差した訪問（入浴）介護事業に努めてまいります。
老人福祉センター事業 (いこいの家八幡)	<p>高齢者の健康増進や生きがい作り、仲間づくりの場として利用して頂けるように、年間を通して教養講座や健康体操、季節に合わせた行事等を実施する。行事に協力いただけるボランティアを募集したい。また、愛称（いこいの家 八幡）を広く周知し多くの集客につなげたい。</p>
学童クラブ事業	<p>指定管理期間2期目を迎え、学童クラブの理念や基本方針を明らかにし、職員や保護者に周知し、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に努め、保護者が安心して子育てが出来る環境を整えていく。また、家庭と学校との連携を図りつつ、保護者の意見が反映されるような運営に努めます。</p>
善意銀行貸付事業	<p>緊急的に資金の貸出が必要な方へ、生活再建計画が整い次第貸付を行いたい。地域住民の善意の預託を受けて行なう事業であり、住民の理解が得られるよう実施していきたい。</p> <p>貸出金の償還金が返済計画どおりに進まず多額の滞納額が累積している。督促状の催促や保証人への連絡、貸出人との面談を行い生活相談を行いながら収納率の向上を図りたい。</p>

<p>受託事業（特別会計）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加するなか、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように地域包括ケアシステムの構築として、フォーマルやインフォーマルな社会資源を本人が活用出来るように継続的に支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域包括支援センターのパンフレットやポスターを活用し、地域住民を始め地域の医療機関・介護保険事業所・保健機関・各種団体に包括支援センターの周知活動を行い地域包括支援ネットワークの構築。 (イ) 行政職員・介護保険事業所・医療関係者・民生委員等を構成員とし、「地域ケア会議」を開催し、個別ケースの支援の充実と地域課題の把握に努める。 (ウ) 独居で認知症のある方の親族に的確な情報を伝え医療機関との連携に努める。 (エ) 精神疾患のある高齢者や若年認知症の方や家族を支援するために、保健センターと連携強化を図り支援する。 2 地域の介護支援専門員（ケアマネージャー）支援機能の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護支援専門員の資質向上や継続的なケアマネジメントが出来るように、事例検討会や研修会を開催する。 (イ) 介護支援専門員が、利用者に援助を展開している際に援助の困難さを感じている場合等において、地域包括支援センターがサポートの役割を担い、利用者が地域でその人らしい生活を維持できるよう関係者からの相談に応じる。 (ウ) 介護支援専門員が地域の医療機関又は、関係する機関との連携に困難を感じている場合、医療ソーシャルワーカー又は、関係者との情報を迅速に共有し問題の早期解決に努める。 3 高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した生活がおくれるよう、また、要支援・要介護になってもその状態を維持・改善を図るよう早期発見早期対応し介護予防に努める。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 基本チェックリストの回収結果、相談者、老人センターの利用者、地域の訪問活動の中から、さまざまな把握方法を確保し、予防が必要な方に二次予防事業の通所型や訪問型を紹介する。 (イ) 地域の活動に参加していない方に目をおけ、要支援・要介護にならないよう一人ひとりの介護予防啓発に努める。
-------------------	--

平成26年3月20日提出

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
 会長 森田孝二郎